

離婚後の子の入籍届について

離婚の際、母が子の親権者になった場合でも、母と子の戸籍は別々となっています。

同一の戸籍にする場合は、家庭裁判所の許可の審判が必要となります。

この家庭裁判所での許可の審判終了後、市役所で「入籍届」を提出することで、母と子は同一の戸籍になります。

[手続きの順序]

1 離婚届提出

2 家庭裁判所への申立て

申立先: 子の住所地を管轄する家庭裁判所

<申立てに必要なもの>

①子(離婚後の夫婦)の戸籍謄本
(戸籍全部事項証明)

②離婚後の母の戸籍謄本

(戸籍全部事項証明)

※富山市以外が本籍地の戸籍については、離婚届
出後2週間ほどかかります。

詳しくは本籍地へお問合せください。

③子1人につき800円の収入印紙

④110円切手1枚

⑤印鑑

許可の審判について、詳しくは下記へお問合せください。

富山家庭裁判所

富山市西田地方町二丁目9番1号

Tel 421-8154

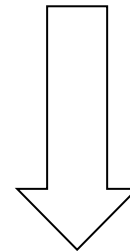
①の戸籍

(婚姻時の戸籍)

②の戸籍

(母だけの戸籍)

親権事項 (未成年者のみ)	離婚事項	離婚事項	離婚事項
子	妻	夫	母



手続きが終了すると

3 市役所へ入籍届提出

<届出に必要なもの>

①「氏変更許可書」

①の戸籍

(婚姻時の戸籍)

②の戸籍

(子入籍後の戸籍)

母の氏を称する ため除籍	離婚事項	離婚事項	入籍 母の氏を称する	離婚事項
子	妻	夫	子	母

富山市役所市民課戸籍係

1階 ①番窓口

Tel 431-6111(代)

内線 2543~2545